

提言

大学研究力強化ネットワーク
運営委員会

米国政府は、2016年12月1日から最低賃金法の適用基準を変更し、最低給与保証額を引上げることを決定しました。これは、日本から米国に派遣されているポスドク研究員を含む研究者に適用されることとなります。

これまで、日本の多くの研究大学の若手研究者は、日本学術振興会をはじめとする研究資金支援機関の支援を受け米国へ留学し、国際感覚を持った人材の育成が行われてきました。

しかしながら、今回の米国政府による決定によって、日本学術振興会の海外特別研究員など様々な助成資金の多くが、最低給与保証額に満たなくなる可能性があります。

こうした状況を踏まえ、日本学術振興会をはじめとする研究資金支援機関におかれては、支援金額の見直し等、緊急かつ柔軟な対応を講じていただくようお願いいたします。